

埼玉県、市町村、(公財)埼玉県下水道公社による 下水道事業推進協議会設置要綱

(名 称)

第1条 本会は、埼玉県、市町村、(公財)埼玉県下水道公社による下水道事業推進協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、埼玉県、市町村及び(公財)埼玉県下水道公社等が連携し、下水道事業が抱える課題について共通の認識を持ち、課題の対応方法の研究、検討を行ない、埼玉県における下水道事業の促進に資することを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 下水道事業の課題の研究、検討に関すること
- (2) 下水道事業に関する情報の収集・提供に関すること
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(構 成)

第4条 協議会は、埼玉県の下水道関係部局、県内市町村の下水道事業担当部局及び(公財)埼玉県下水道公社等の職員をもって構成する。

2 協議会は、下水道法第31条の4に基づくものとし、構成員は会議により調った事項についてはその結果を尊重するものとする。

(役 員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 4名以内

2 会長は、埼玉県下水道局長をもって充てる。

3 副会長は、さいたま市下水道部長、(公財)埼玉県下水道公社事務局長をもって充てる。

(役員の仕事)

第6条 会長は協議会を代表し会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した副会長が、その職務を代理する。

(会 議)

第7条 協議会に次の会議を置く。

- (1) 全体会
- (2) 幹事会
- (3) 分科会

2 前項に定めるもののほか、協議会に会長が必要と認める会議を置くことができる。

(全体会)

第8条 全体会は、協議会の構成員をもって構成する。

- 2 全体会は、会長が招集し、議長となる。ただし、会長が判断したときは書面等による会議に代えることができる。
- 3 全体会は、次に掲げる事項について審議、決定する。
 - (1) 第3条に掲げる事業に関すること
 - (2) 要綱の制定及び改廃に関すること
 - (3) その他重要な事項に関すること
- 4 全体会は、構成団体の過半数の出席をもって成立し、その議事は、出席団体の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、構成団体以外の者を全体会に出席させ、意見等を求めることができる。

(幹事会)

第9条 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、別表に掲げる者をもって充てる。

- 2 幹事長は、事務局を所管する幹事の長とする。
- 3 幹事会は、幹事長が招集し議長となる。ただし、幹事長が判断したときは書面等による会議に代えることができる。
- 4 幹事会は、次に掲げる事項について審議する。
 - (1) 全体会の議事に関すること
 - (2) 研究、検討すべき課題及び情報の収集、提供に関すること
 - (3) 分科会へ付託する研究、検討事項等に関すること
 - (4) 分科会の構成に関すること
 - (5) その他会長が必要と認める事項について
- 5 幹事会は、必要に応じ構成団体以外の者を幹事会に参加させ、意見を求めることができる。
- 6 前条第4項の規定は、幹事会の運営について準用する。

(分科会)

第10条 分科会は、全体会で決定された構成団体をもって構成する。

- 2 分科会には分科会長を置く。

- 3 分科会長は、構成団体の中から互選で決定する。
- 4 分科会は、分科会長が招集する。ただし、分科会長が判断したときは書面等による会議に代えることができる。
- 5 分科会は、全体会から付託された事項について研究、検討等を行う。
- 6 分科会は、必要に応じて委員以外のものを出席させ、意見を求めることができる。
- 7 分科会は、研究、検討結果等について幹事会の審議を経て全体会へ報告するものとする。

(事務局)

第 11 条 協議会の事務局は、埼玉県下水道局下水道管理課に置く。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会長が定める。

附 則 この要綱は、平成 28 年 1 月 25 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和元年 7 月 24 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 8 月 31 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 9 月 9 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 8 月 15 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 8 月 30 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 8 月 29 日から施行する。

別表 第 9 条関係

区 分	団 体 名 等
幹 事	埼玉県下水道局
	(公財) 埼玉県下水道公社
	流域下水道事業関連市町代表 蕨市 (荒川左岸南部流域) 狭山市 (荒川右岸流域) 熊谷市 (荒川左岸北部) 宮代町 (中川流域) 久喜市 (古利根川流域) 深谷市 (荒川上流流域) 滑川町 (市野川流域) 美里町 (利根川右岸流域)
	単独公共下水道事業代表 飯能市